



カンくん

つちひめ 「土姫農園」での

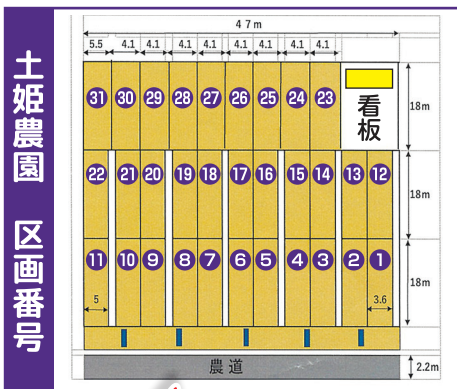
利用料
無料



キョウちゃん

利用希望者を募集します!

有機質肥料「土姫」を使って、砂地の農園で野菜を作ってみませんか?
今からキュウリ、ナス、トマトなど夏野菜の準備ができます!



つちひめ
公社では、福部工場で製造した「土姫」を主要肥料として各種作物を栽培できるよう農地を再整備しました。

所在地 鳥取市湖山町西2丁目441

農地 **31区画 1区画65㎡(20坪~)**
20坪:No.1~10、12~21
22坪:No.23~30
27坪:No.11、22
30坪:No.31



食品廃棄物や良質な汚泥などを原料とした有機質肥料「土姫」。鳥取市の食品廃棄物の減量化に繋がっています。

対象者 鳥取市の住民または、企業、団体、福祉施設、保育園など広く募集します

受付開始 **令和4年3月1日(火)9:00~ ※先着順**

申込から利用の流れ
① 下記電話にて区画を予約し申込書入手
② 書類の提出 ③ 審査後、利用可能

【申込み・問合せ】

 **公益 鳥取市環境事業公社**
財団法人

鳥取市秋里1031-2 TEL.0857-22-8585 企画営業課
(自動音声案内2番の後3番)月~金曜 9:00~16:00、土日祝日除く



土姫農園利用申込書

令和 年 月 日

管理者 (公財)鳥取市環境事業公社
理事長 星見 喜昭 様

申込者
郵便番号 -

住所 _____
(フリガナ)

氏名 _____

生年月日 _____

電話番号 _____

昼間の連絡先 _____

土姫農園の利用について、土姫農園利用誓約書に記載された事項を厳守し、下記の土姫農園の区画を利用したいので申し込みます。

記

1 利用区画番号 _____番

2 利用期間 令和 年 月 日～令和 年 3月 31日
(最長2年間)

公社記載事項

申込受理日 令和 年 月 日

担当者 _____

土姫農園利用誓約書

- 1 「土姫農園利用にあたっての注意事項」を厳守します。
- 2 利用期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとし、この利用期間を踏まえた栽培を行います。
- 3 利用期間中、管理者の都合等により利用中止になっても異義はありません。
- 4 利用する土姫農園においては、野菜類及び草花の栽培のみとし、果樹などの永年性の作物は一切作付けしません。また、土姫農園を他の用途には使用しません。
- 5 収穫物は、適期に収穫し、自家消費等により処分します。
- 6 天災、病虫害及び盗難等による作物栽培の損害に対して管理者に補償を求めません。また、利用中止時及び利用期間経過後に残存する作物等の補償も求めません。
- 7 土姫農園に施設を建設し、または農園を他人と共同利用し、もしくは転貸するようなことは、一切いたしません。
- 8 利用期間中において土姫農園を放置して利用しなかったとき、または、この条項の定めに違反したときは、それ以後の農園の利用を制限されても異義はありません。
- 9 土姫農園の利用にあたって、物の投げ捨て、不法駐車等により、管理者、他の農園利用者及び近隣の住民に迷惑をかけません。
- 10 農道、水路等の保全に十分留意するとともに、共用施設の清掃や除草の作業に参加し、現状維持に努めます。
- 11 土姫農園利用を利用期間の中途に中止したとき、または利用期間が終了したときは、直ちに利用前の原状に復して返還します。利用前の原状に復せない場合は、代理復旧にかかった費用を支払います。
- 12 スプリンクラー設備は、決められた時間内に利用し、他の土姫農園利用者の迷惑にならないよう配慮するとともに利用後は必ず止水します。
- 13 土姫農園の開設目的である有機質肥料「土姫(つちひめ)」の有効性を検証するため、次の事項に協力します。
 - (1)土姫農園を利用して作物を栽培するときの主要肥料に「土姫」を購入し使用すること。
 - (2)モニターとして、育成状況等を定められた用紙に記入し提出すること。
- 14 上記のほか、土姫農園の利用については管理者の指示に従います。

土姫農園利用にあたっての注意事項

※必ず守ってご利用ください

1 利用区画の管理について

土姫農園は砂丘地であり利用する区画は利用者が随時草刈り等の手入れを行い、雑草やごみ等は農園内や周辺に捨てず持ち帰ってください。また、排水路の清掃や泥上げは近隣の利用者と協力して行ってください。農園に農機具・農機具庫はありませんので、収納用の施設等は建設しないでください。

野焼きは、法律で禁止されています。（『廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の二』及び『同施行令第十四条』）。法律により処罰されます。

2 土姫農園内の通路について

農園内の通路を農園として利用することはできません。通行の妨げとなりますので通路に農機具や草を置くなど、区画をはみ出して利用しないでください。

3 杭・ロープについて

土姫農園内には、区切りを杭やロープで仕切っているところがあります。足下に注意し怪我の無いようにしてください。特に、駐車スペース内に散水用のバルブがありますので、駐車や出入りの際は破損しないよう十分に注意してください。

4 給水等について

土姫農園にはスプリンクラー設備がありますので、必要に応じて適切にご利用ください。区画ごとの散水設備ではないため、利用者が共同で散水してください。少量の散水設備はありませんので、必要に応じて各自で水溜容器等をご準備ください。

5 駐車スペースについて

土姫農園には駐車場はありませんが、農道沿いの空き地を共用でご利用ください。駐車される場合は、他の近隣住民の迷惑や通行の妨げにならないよう注意し、長時間駐車されることのないようお願いいたします。また、路上駐車等は他の迷惑になるのでしないでください。

6 利用期間・利用料等について

利用期間は、原則最長2年間とし、申込受理日から翌年度3月末迄とします。なお、継続利用を希望される場合は、改めて申込を行ってください。原則として1世帯1区画の利用となります。

農園利用料は、無料です。

主要肥料として、有機質肥料「土姫(つちひめ)」を購入し使用してください。

7 利用中止について

土姫農園を他の用途に利用したり、転貸することはできません。また、利用せずに放置することのないようにしてください。このような場合は利用停止とします。

また、利用中止により返還する場合は、速やかに利用前の状態に戻してください。

8 補償等について

野菜・草花の栽培のみとし、果樹などの永年性の作物は栽培できません。

天災・病害虫や盗難による損害に対しての補償や利用中止後に残存する作物等の補償も一切しません。

9 その他

上記の他、土姫農園利用誓約書の記載事項を厳守し、管理者((公財)鳥取市環境事業公社)の指示に従ってください。また、他の利用者、土地所有者及び近隣の住民に迷惑を掛けないよう注意しましょう。土姫農園は砂丘地ですので土と施肥量等が異なる場合があります。

連絡先 (公財)鳥取市環境事業公社 企画営業課 (月~金 9:00~16:00 土・日・祝日を除く)
TEL 0857-22-8585 自動音声案内2番の後3番